

動物の愛護及び管理に関する法律事務処理要領

平成 19 年 4 月 11 日
改正平成 21 年 11 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という）、同施行規則（以下「規則」という）及びさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という）に基づく事務処理を円滑に行うために必要な事項を定める。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第 2 条 法第 15 条に規定される動物取扱業者の登録簿の閲覧について、一般の閲覧に供される事項は、以下のとおりとする。

- ・ 申請者氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）及び住所
- ・ 事業所名称及び事業所所在地
- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 動物取扱責任者氏名
- ・ 主として取り扱う動物の種類及び数

2 閲覧に供する登録簿は毎月末日に更新するものとする。

(立ち入り検査)

第 3 条 法第 24 条に規定される動物取扱業者に対する立入検査を行った場合は立入検査書（様式 1 号）を交付するものとする。

2 法第 33 条に規定される特定動物飼養施設に対する立入検査を行った場合は立入検査書（様式 2 号）を交付するものとする。

3 条例第 19 条に規定される動物飼養施設に対する立入検査を行った場合は立入検査書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(動物取扱責任者研修)

第 4 条 研修対象者は法第 22 条第 1 項に定める者で同第 10 条第 2 項第 3 号に基づいて登録を行った者とする。

2 規則第 10 条第 1 項に規定される通知方法は、各登録施設に研修会実施 1 ヶ月前までに、葉書又はそれに準じる方法で行うものとする。

3 法第 22 条第 3 項に規定する研修会を受講しようとする動物取扱責任者は、動物取扱責任者研修受講申込書（様式 4 号）を市長に提出しなければならない。

4 研修会は次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法令（条例及び規則を含む）
- (2) 動物取扱業の業務の実施に関すること

(3) その他動物取扱業の種別に係る知識及び技術に関すること

- 5 市長は、研修を受講した動物取扱責任者に対し、さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則 第2条第1項に定める「動物取扱責任者研修修了証」を交付するものとする。
- 6 動物取扱責任者研修受講証明書の交付を受けているものは、その証明書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、動物取扱責任者研修修了証再交付申請書（様式5号）を市長に提出し、受講証明書の再交付を受けることができる。
- 7 動物愛護ふれあいセンターは、講習会修了後、受講年月日、受講者氏名等を登録台帳に記載する。また、他府県等で受講し、それを証明するものを提示した場合も同様の処理を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月11日から適用する。

(様式5号) 削除

第 号

動物取扱責任者研修修了証

氏 名
(生 年 月 日)

事業所の名称

事業所の所在地

登 録 番 号

上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律 第22条第3項の規定による平成 年度の動物取扱責任者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

さいたま市長 相 川 宗 一 ⑩

(様式4号)

動物取扱責任者研修会受講申込書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

(申 込 者)

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

(電話番号

)

事業所の名称

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条に規定される動物取扱責任者研修会を受講したいので申込みます。

- ・事業所の所在地
- ・事業所の名称
- ・動物取扱責任者の
氏名
- ・動物取扱業の種別
- ・登録番号



(様式第 5 号)

動物取扱責任者研修修了証再交付申請書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

(申請者)

住 所

氏 名

(法人の場合は名称・
代表者の氏名)

動物取扱責任者研修修了証を[破損 汚損 紛失]しましたの
で、
再交付の申請をします。

(注意)

※ 動物取扱責任者研修修了証を破損又は汚損した場合には、当該修了書を
添付してください